

長崎県病床機能分化・連携推進事業実施要領

1. 概要

地域医療構想の実現に向けて、不足する医療機能への転換等、病床機能の分化・連携を推進するための施設及び設備の整備を行う病院、診療所に対し、必要な経費の一部を支援する。

2. 補助の対象となる者

長崎県内に立地する病院・診療所の開設者

3. 補助の対象となる費用

(1) 不足する病床への転換に要する経費

施設整備費

地域医療構想の実現に向けて、不足する医療機能への転換等、病床機能の分化・連携を推進するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（土地の取得や設計その他工事の事務に要する費用等は除く）

- ・既存の病床機能を転換して、回復期病床（回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟及び県が適当と認めるもの）を整備するもの。
- ・地域医療構想調整会議の協議結果に基づいて、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携を行うもの。

設備整備費

地域医療構想の実現に向けて、不足する医療機能への転換等、病床機能の分化・連携を推進するために必要な設備の整備費

- ・既存の病床機能を転換して、回復期病床（回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟及び県が適当と認めるもの）を整備するもの。
- ・地域医療構想調整会議の協議結果に基づいて、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携を行うもの。

(2) 過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費

施設整備費

地域医療構想の実現に向けた病床削減に伴い、新たな取り組みを実施（病室を他用途へ変更）するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（土地の取得や設計その他工事の事務に要する費用等は除く）

- ・回復期病床を削減し他用途へ変更する場合、及び医療機関の廃止（廃業）のため病床を削減し他用途へ変更する場合は補助の対象とならない。
- ・介護保険制度に係る施設等に変更する場合は、介護保険者（市町等）と協議し了解を得ること。

設備整備費

地域医療構想の実現に向けた病床削減に伴い、新たな取り組みを実施（病室を他用途へ変更）するために必要な設備の整備費

- ・回復期病床を削減し他用途へ変更する場合、及び医療機関の廃止（廃業）のため病床を削減し他用途へ変更する場合は補助の対象とならない。
- ・介護保険制度に係る施設等に変更する場合は、介護保険者（市町等）と協議し了解を得ること。

（３）再編統合等の計画策定にあたって必要となる経費

医療機関の再編統合（ダウンサイジング・機能の転換・分化・連携・集約化）等を実施するための計画策定等に必要となる経費

（４）病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失

自主的なダウンサイジングに伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失

- ・対象となる勘定科目は固定資産除却損（固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用）、固定資産廃棄損（固定資産を廃棄した場合の撤去費用）、固定資産売却損（固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額）をいう。
- ・医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失のみを対象とし「有姿除却」は対象としない。
- ・建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。
- ・「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

関係事業者とは、医療法第 51 条第 1 項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第 32 条の 6 第 1 項第 1 号）で定める特殊の関係がある者をいう。

（５）早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額

地域医療構想の達成に向けた機能転換やダウンサイジングに伴い退職する職員に対し、早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

4. 補助の条件等

- (1) 回復期病床への転換は、既に回復期病床に転換済みの場合は対象としない。
- (2) 原則として、交付申請年度内に事業を完了することとする。ただし、施設整備において、事前の計画に基づき複数年度に渡る場合は、出来高に応じて補助する。
- (3) 回復期病床として、回復期リハビリテーション病棟(病床)・地域包括ケア病棟(病床)以外の病棟(病床)を整備する場合、補助にあたっては、医療法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議における承認を必要とする。
- (4) 限られた予算を効果的に配分する観点から、原則として地域医療構想調整会議において必要性を協議したうえで補助を行う。この場合において、対象医療機関の説明や資料の提出を求める場合がある。
- (5) 補助金の交付の申請をするにあたって、交付の決定前に申請者の責任においてやむを得ず事業に着手する場合は、事前着手届を知事に提出すること。

5. 補助基準額

- (1) 不足する病床への転換に要する経費

施設整備費

新築・増築 整備する回復期病床1床あたり 9,000千円

改築・改修 整備する回復期病床1床あたり 5,761千円

ただし、30床を上限とする。

設備整備費

医療機関あたり 10,800千円

補助対象の工事費又は工事請負費及び備品購入費が基準額を下回る場合は、当該工事費又は工事請負費及び備品購入費を基準額とする。

- (2) 過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費

施設整備費

増築 削減する急性期・慢性期病床等1床あたり 9,000千円

改築・改修 削減する急性期・慢性期病床等1床あたり 5,761千円

ただし、30床を上限とする。

設備整備費

医療機関あたり 10,800千円

補助対象の工事費又は工事請負費及び備品購入費が基準額を下回る場合は、当該工事費又は工事請負費及び備品購入費を基準額とする。

- (3) 再編統合等の計画策定にあたって必要となる経費

再編統合等にかかるコンサルタント業務委託費、病院間協議にかかる費用等

医療機関あたり 2,000千円

- (4) 病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失

長崎県地域医療構想の公示日(平成28年11月11日)前に取得(契約)した建物及び医療機器の処分に係る損失(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)

(5) 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

上限額 6,000千円/人

6. 補助率

(1) 不足する病床への転換に要する経費

2分の1

(2) 過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費

2分の1

(3) 再編統合等の計画策定に当たって必要となる経費

定額（2,000千円上限）

(4) 病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失

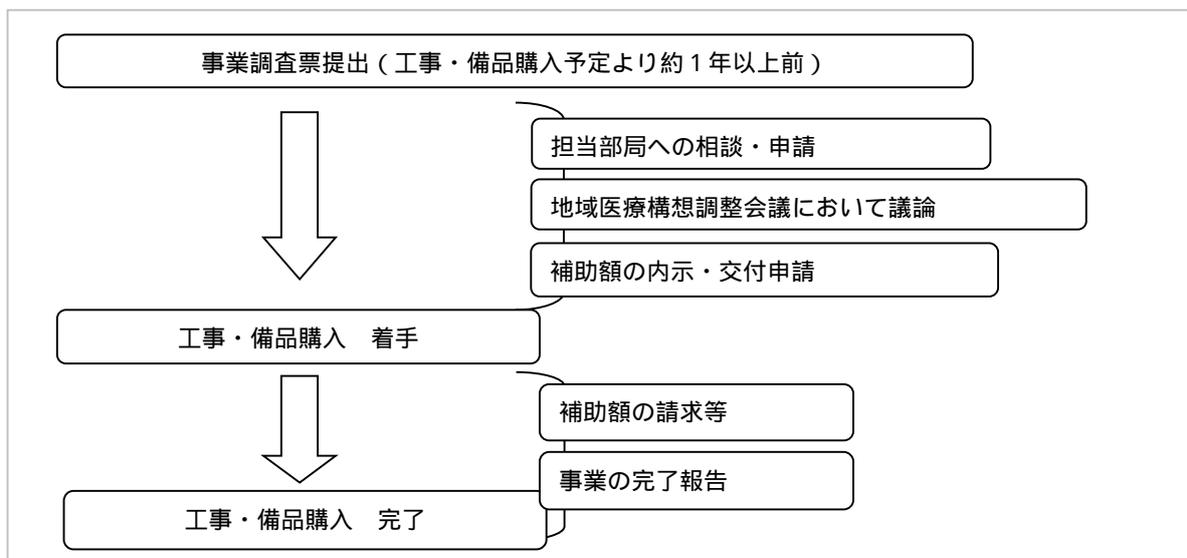
2分の1

(5) 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額

定額（6,000千円/人上限）

7. 補助額の計算例等

(1) 標準スケジュール



(2) 補助額計算例

急性期病床を回復期病床に20床転換するため、病棟を改築。リハビリテーション用医療機器等を購入。必要な事業費の内訳は、施設整備費100,000千円、設備整備費12,000千円とする。

・施設整備補助金

補助基準額 20床×5,761千円=115,220千円

事業費との比較 100,000千円<115,220千円（事業費を採用）

補助額 100,000千円×1/2=50,000千円

・設備整備補助金

事業費との比較 12,000千円>10,800千円（補助基準額を採用）

補助額 10,800千円×1/2=5,400千円

・補助額合計

50,000千円+5,400千円=55,400千円

地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業実施要領

1 概要

地域医療構想の実現を図ることを目的として、地域の関係者間の合意の上で実施される病床の削減や統合による病床機能再編への取組を支援する。

2 対象者

療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。）を有する病院又は診療所（以下「医療機関」という。）の開設者又は開設者であった者

3 対象事業

（1）単独支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は支給の対象とはならない。

単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議（同法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び長崎県医療審議会の意見を踏まえ、地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

（2）統合支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、対象3区分と報告した病床数の減少を伴う、次のすべてを満たす統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。

統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び長崎県医療審議会の意見を踏まえ、地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。

統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
令和8年3月31日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。

統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少すること。

（3）債務整理支援給付金支給事業

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。

地域医療構想調整会議の議論の内容及び長崎県医療審議会の意見を踏まえ、地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。（（2）統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。）

統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。

統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。

統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。

金融機関から取引停止処分を受けていないこと。

国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

4 助成額の算定方法

（1）単独支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表の額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床当たり2,280千円を交付する。

上記及びの算定に当たっては、以下の病床数を除くこと。

- ・ 回復期機能、介護医療院に転換する病床数
- ・ 過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数
- ・ 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

(2) 統合支援給付金支給事業

統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床あたり2,280千円を支給する。

上記 及び の算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。

「重点支援区域の申請について」（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記 及び により算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。

（3）債務整理支援給付金支給事業

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

5 補助率

上記算定額 10/10

6 申請方法

（1）単独支援給付金支給事業

給付金の支給を受けようとする医療機関は、以下の書類を添えて申請を行う。

単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書

単独病床機能再編計画（令和8年3月31日までのものに限る。）

病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等

過年度に申請した単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書の写し（過年度に「令和2年度病床機能再編支援補助金における令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金」又は「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業のうち単独支援給付金支給事業」により支給を受けている場合に限る。）

病床融通に関する概要（地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。）

（2）統合支援給付金支給事業

統合後も存続する医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関（以下「代表医療機関」という。）を定めるものとし、統合関係医療機関を代表して代表医療機関を通じて、以下の書類を添えて申請を行う。

統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書

(代表医療機関以外の統合関係医療機関の副署があるもの)

統合計画(以下の項目を必ず含むこととする)

- ・ 統合に関する合意の内容(合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等)
- ・ 統合に関するスケジュール
- ・ 統合に関する資金計画(廃止となる医療機関に残債がある場合はその処理計画)

病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し

代表医療機関は、他の統合関係医療機関に対する給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

給付金の支給を受けようとする承継医療機関は、以下の書類を添えて申請を行う。

債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書

承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書及び引継債務の明細及び公認会計士等による意見聴取書(別添「手続実施結果報告書」)。なお、引継債務の明細には、必ず以下の事項の記載を含むこと。

・ 借入金

債務の内容や用途(事業用資産の取得、運転資金など)を記載し、借入申込書、金銭消費貸借契約書等を添付すること。

・ 買掛金、未払金などその他の債務

債務の内容、金額、相手先を記載すること。

統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資の貸付契約書(廃止医療機関の残債の返済に関する融資である旨の記載があること。)の写し及びこれに係る償還年次表

国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書

医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合はその申請書の写し、既に交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写し

統合支援給付金支給事業の統合関係医療機関ではない場合は対象とすることはできない。

7 給付金の返還

(1) 単独支援給付金支給事業

給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が、以下の から に定める

事項のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額又は一部の返還を求める。

単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合
給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び長崎県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

（2）統合支援給付金支給事業

給付金の支給を受けた統合関係医療機関が、以下の から に定める事項のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額又は一部の返還を求める。

統合計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合
統合関係医療機関が、給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び長崎県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

（3）債務整理支援給付金支給事業

給付金の支給を受けた開設者が、以下の 又は に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び長崎県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合
給付金の支給を受けた開設者は、本給付の支給を受けた後、融資先の変更や繰り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率（上限0.5%）を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回ることとなった場合、差額を返還すること。

長崎県病床転換助成事業費補助金実施要綱

(趣 旨)

第1条 県は、療養病床の再編成により、医療の効率的な提供を推進し、もって、県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るため、予算の定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）附則第2条の規定並びに「病床転換助成事業実施要綱（平成20年10月15日保発第10150002号）」及び「病床転換助成事業交付金交付要綱（平成20年10月15日厚生労働省発保第1015006号）」に基づき、病床転換事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し長崎県病床転換助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金を受けることができる者)

第2条 補助金を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人
- (2) 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者

(補助の対象となる病床)

第3条 補助の対象となる病床は、補助金の交付申請時（補助事業が複数年度にわたる場合においては、初年度における交付申請時）において使用許可を得ている次の各号に掲げる病床とする。

ただし、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けた同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。）から次の各号に掲げる病床へ一旦移行し、その後、次条各号に掲げる施設に転換する場合については、医療と介護の適切な機能分担を図る観点から、移行後一定の期間を経ずして次条各号に掲げる施設に転換する場合の次の各号に掲げる病床を除く。

なお、当該病床の転換については、市町介護保険事業計画及び長崎県介護保険事業支援計画担当部局からの了解を得ることを要する。

- (1) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（介護療養病床を除く。）
- (2) 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、療養病床とともに同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「施設等基準」という。）附則第9条の規定による経過措置を適用し、かつ本補助金の交付を受けないで、介護医療院又は介護老人保健施設等へ転換した前項各号に規定する病床を、平成35年度末ま

で施設等基準第3条第2項第1号口の基準に適合させるために、別表第1の第1欄に定める整備(改修等に限る。)を行う場合には、当該介護医療院又は介護老人保健施設等からの転換も補助の対象とする。

- 3 前項の場合においては、第1項各号に掲げる病床を施設等基準附則第9条の規定による経過措置を適用し介護老人保健施設へ転換する前に、あらかじめ、改修を行う予定時期、補助金の交付を希望する年度、転換病床数及び改修の内容等を、第1号様式により知事に報告しなければならない。

(補助の対象となる転換先の施設)

第4条 補助の対象となる転換先の施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 介護医療院
- (2) ケアハウス
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 有料老人ホーム(居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。)
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- (7) 認知症高齢者グループホーム
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 複合型サービス事業所
- (10) 生活支援ハウス(離島振興法(昭和28年法律第72号)山村振興法(昭和40年法律第64号)水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)半島振興法(昭和60年法律第63号)又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づくものに限る。)
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅

(補助の対象除外)

第5条 次各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他補助事業に要する費用として適当とは認められないもの

(補助額)

第6条 補助額は、まず別表第1の第1欄に定める区分毎に第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設毎に比較して少ない方の額を選定し、その選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、内示をもって事業着手を認める。

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の交付申請は、第2号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 経費所要額調(第3号様式)
- (2) 事業計画書(第4号様式)
- (3) 誓約書(第12号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、知事が別に定める期日までに行うものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第6条第1項の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 整備区分
 - イ 設置場所
 - ウ 建物の規模若しくは構造
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。以下同じ。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金を受ける者が地方公共団体である場合においては、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第5号様式による調書を作成し、これを補助事業完了の日(第2号の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助金を受ける者が地方公共団体以外の者である場合においては、補助事業に

係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（第2号の承認を受けた場合においては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (12) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない

（状況報告等）

第10条 規則第11条第1項の規定による報告は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 補助事業に係る工事に着手したときは、着手した日から7日以内に工事着手報告書（第7号様式）を提出しなければならない。
- (2) 補助事業に係る工事の遂行状況について、毎年12月末日現在の状況を翌月10日までに、事業遂行状況報告書（第8号様式）により報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、第9号様式によるものとし、事業完了若しくは第9条第2号の承認を受けた日から起算して25日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までにしなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成20年度長崎県病床転換助成事業費補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成26年度長崎県病床転換助成事業費補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成27年度長崎県病床転換助成事業費補助金から適用する。
- 4 この要綱は、平成31年度長崎県病床転換助成事業費補助金から適用する。

別表第 1 (第 6 条関係)

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費
<p>改修 (療養病床等を有する既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修(壁撤去等)で整備を伴うもの)</p>	<p>転換の対象となる 1 施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数に 1 床当たり 500 千円を乗じて得た額(年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)の範囲内で知事が必要と認めた額</p>	<p>補助の対象となる法附則第 2 条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>
<p>改築 (療養病床等を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備すること)</p>	<p>転換の対象となる 1 施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数に 1 床当たり 1,200 千円を乗じて得た額(年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)の範囲内で知事が必要と認めた額</p>	<p>補助の対象となる法附則第 2 条に基づく病床の転換のための施設の改築に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>
<p>創設 (療養病床等を有する既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備すること)</p>	<p>転換の対象となる 1 施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数に 1 床当たり 1,000 千円を乗じて得た額(年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)の範囲内で知事が必要と認めた額</p>	<p>補助の対象となる法附則第 2 条に基づく病床の転換のための施設の創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>